

松崎町こども医療費助成制度

こども医療費助成制度は、お子さんが病気やケガで医療機関を受診した際、保険診療にかかった医療費を助成する制度です。

① 助成内容

- ・対象者：高校3年生相当年齢（18歳に達する日以後の最初の3月31日）までのこどもの保護者。
- ・保険給付の対象となる医療費、入院時食事療養費の自己負担金を助成します。
⇒入院、通院ともに自己負担はありません。

※婚姻している方、事実上婚姻関係と同様の事情にある方、就労等で健康保険の被保険者となっている方は対象外です。

② 使用上の注意

- ・保険適用外の費用は助成対象外です。
（診断書代、予防接種代、ベッド代、入院証明料、交通事故などの第三者行為によるけがの治療費などは助成されません）。
- ・高額療養費等の支給がある場合、その金額を差し引いた分が助成対象となります。

（※）医療機関を受診した際、保険診療分につきましては通常窓口負担はありません（現物給付）。そのため、町からお子さんが加入している健康保険組合に高額療養費を申請しますが、健康保険組合の種類によっては、保護者のサインが必要となる場合があります。その際は、町よりご連絡させていただきますのでご協力をお願いいたします。また、健康保険によっては、高額療養費が被保険者に自動給付となっているものもありますので、その際は町に返還していただきます。

- ・こども医療費以外の助成制度（ひとり親家庭等医療費助成制度、重度障害者医療費助成制度等）の対象となる方は、そちらを優先してください。
- ・転出等により受給資格がなくなった場合は、健康福祉課に受給者証を返却してください。



③申請方法

次のものを持参して役場で手続きをお願いします。

1. 保険証等（お子さんの加入医療保険の分かるもの）

④助成の受け方

医療機関の窓口で「こども医療費受給者証」と「保険証等」を毎回提示してください。

【下記の場合は、役場で払い戻しの手続きをお願いします】

1. 静岡県外の医療機関を受診したとき
2. 受給者証を医療機関に提示しないで受診して支払いをしたとき
3. 保険診療適用の補装具等を購入したとき
4. 公費負担医療（小児慢性特定疾病医療、育成医療等）の自己負担金を支払った場合

申請に必要なもの

- ・領収書（原本）
- ・保険証等（お子さんのもの）
- ・通帳等（振込み先のわかるもの）
- ・受給者証

⑤受給者証の更新について

受給者証の有効期限は、下表のとおりとなっており、引き続き助成を受けるためには、更新の手続きが必要となります。該当（※）の方には3月上旬ごろに申請書等を送付しますので必要書類の提出をお願いいたします。

区分	受給者証の有効期限
未就学児	6歳年度末 (6歳に達した日以降の最初の3月31日まで) ※
小学生	12歳年度末 (12歳に達した日以降の最初の3月31日まで) ※
中学生	15歳年度末 (15歳に達した日以降の最初の3月31日まで) ※
高校生等	18歳年度末 (18歳に達した日以降の最初の3月31日まで)

裏面もご覧ください

❖こんなときは手続きをお願いします！

「こども医療受給者証」の記載内容等に変更があったとき。

- 加入医療保険
- 住所
- 氏名の変更 等

❖医療費の適正化にご協力ください

医療費助成制度を維持していくためにみなさまが医療機関の適正受診を心がけることが大切です。

- 緊急時以外の休日、夜間の診療は控えましょう

休日や夜間の受診は医療費が高く設定されています。緊急時以外は平日の時間内に受診することを心がけましょう。

- こども電話相談#8000 を利用しましょう

全国同一の短縮番号#8000 をプッシュすることにより小児科医や看護師から子どもの症状に応じた適切な対処の方法などのアドバイスを受けられます。休日や夜間に、子どもの症状にどのように対処したら良いか判断に困ったときは利用しましょう。

【電話】 #8000 または、電話：054-201-9910

【相談時間】 24 時間（平日・土日祝）※通話料はかかります。

- ジェネリック医薬品を活用しましょう

ジェネリック医薬品は新薬と同じ効果があり、新薬よりも価格が安いお薬です。ジェネリック医薬品が製造されているものは積極的に処方してもらいましょう。

- 病気の予防をしましょう

手洗い、うがいなどを習慣づけ、風邪やインフルエンザ等の予防に努めましょう。



【問合せ】

松崎町役場 健康福祉課

TEL 0558-42-3966